

生産緑地地区の変更について

議第5号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更(藤沢市決定)

生産緑地地区の制度について

1

生産緑地地区とは…

市街化区域内において、**緑地機能**及び**多目的保留地機能**を有する農地等を**計画的に保全し、良好な市街地形成に資すること**を目的として指定
(都市計画法第8条に規定する「地域地区」の一つ)

生産緑地地区に指定すると…

原則、建築物の建築、宅地の造成等が禁止(行為の制限)



農地以外の用途への転用は認められない

ただし、**固定資産税等の税制面で優遇**

生産緑地地区の都市計画変更(8箇所)

廃止・縮小に係る生産緑地地区

(6箇所 $-9,210\text{m}^2$)

追加に係る生産緑地地区

(2箇所 $+2,970\text{m}^2$)

廃止・縮小に係る箇所

箇所番号567
高倉字丸山
(廃止)

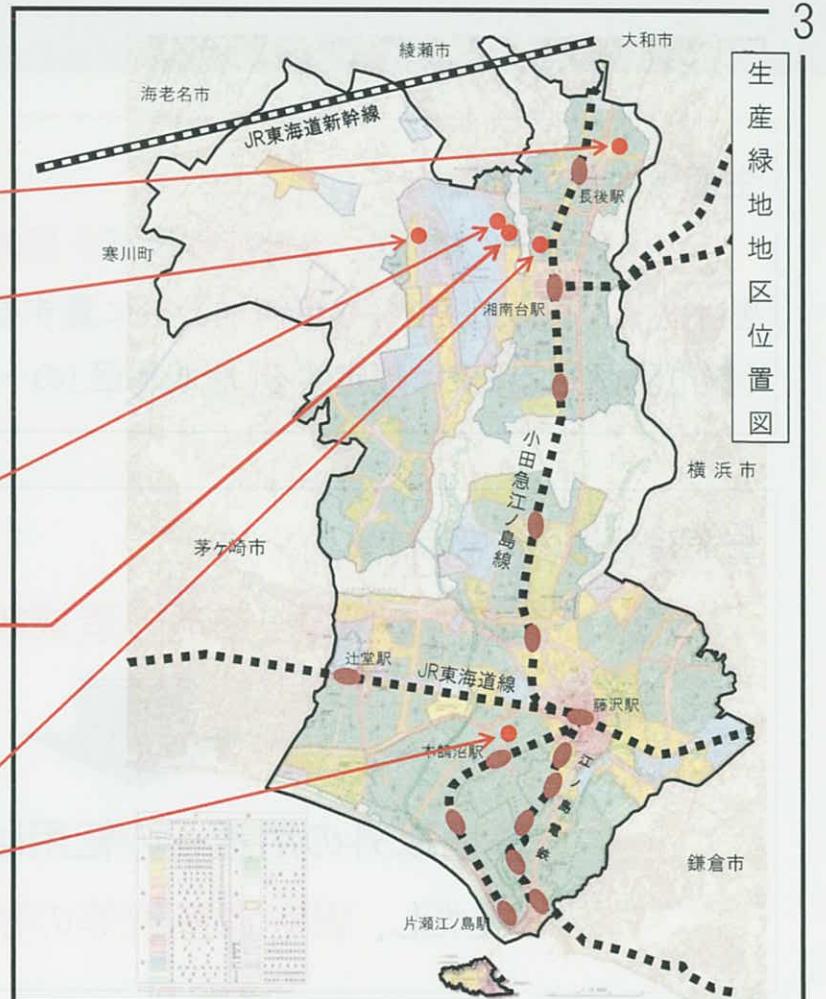
箇所番号602
菖蒲沢字大平
(縮小)

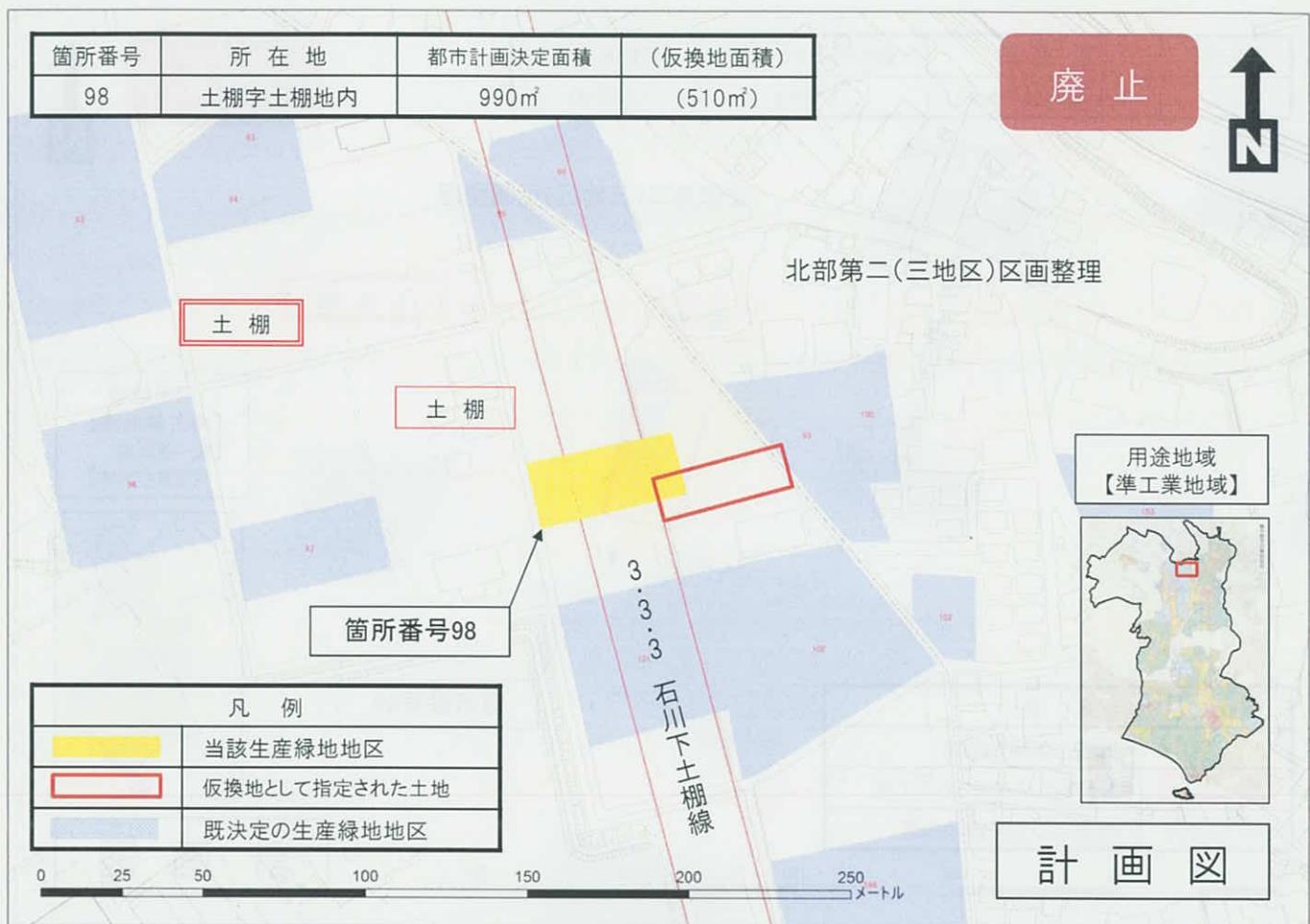
箇所番号98
土棚字土棚
(廃止)

箇所番号99
下土棚字五行
(廃止)

箇所番号159
湘南台四丁目
(縮小)

箇所番号452
本鵠沼二丁目
(廃止)





理 由 書

1 箇所番号98

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となつたため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

箇所番号	所在地	都市計画決定面積	(仮換地面積)
99	下土棚字五行地内	1,060m ²	(889m ²)

廢止



北部第二(三地区)区画整理

五行

下土棚

用途地域
【準工業地域】
【第一種低層
住居専用地域】

A map of Germany showing state boundaries. A red square highlights the state of North Rhine-Westphalia in the western part of the country.

箇所番号99

計画文

凡 例

当該生産緑地地区

仮換地として指定された土地

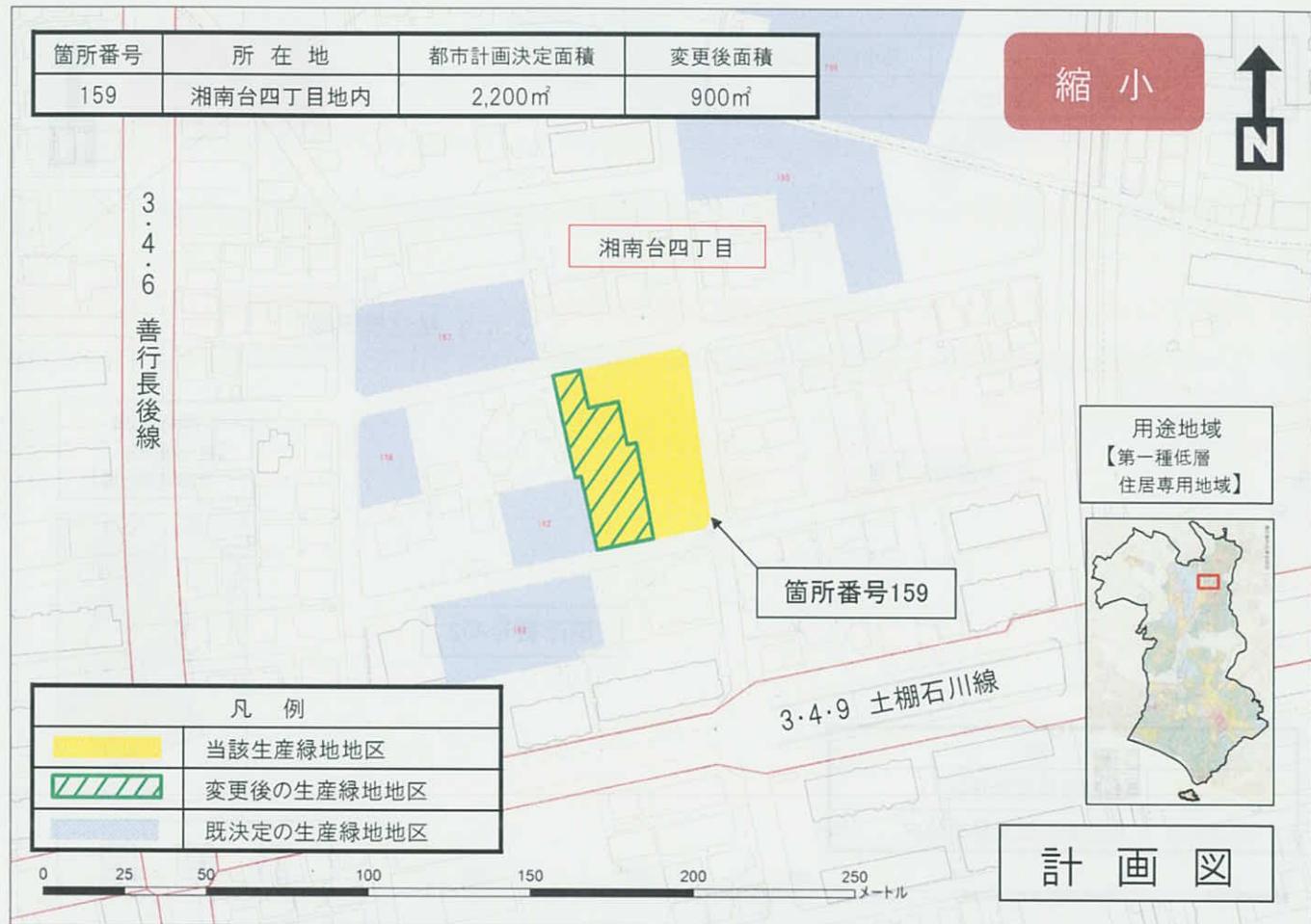
既決定の生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 250

理由書

2 箇所番号99

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となつたため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

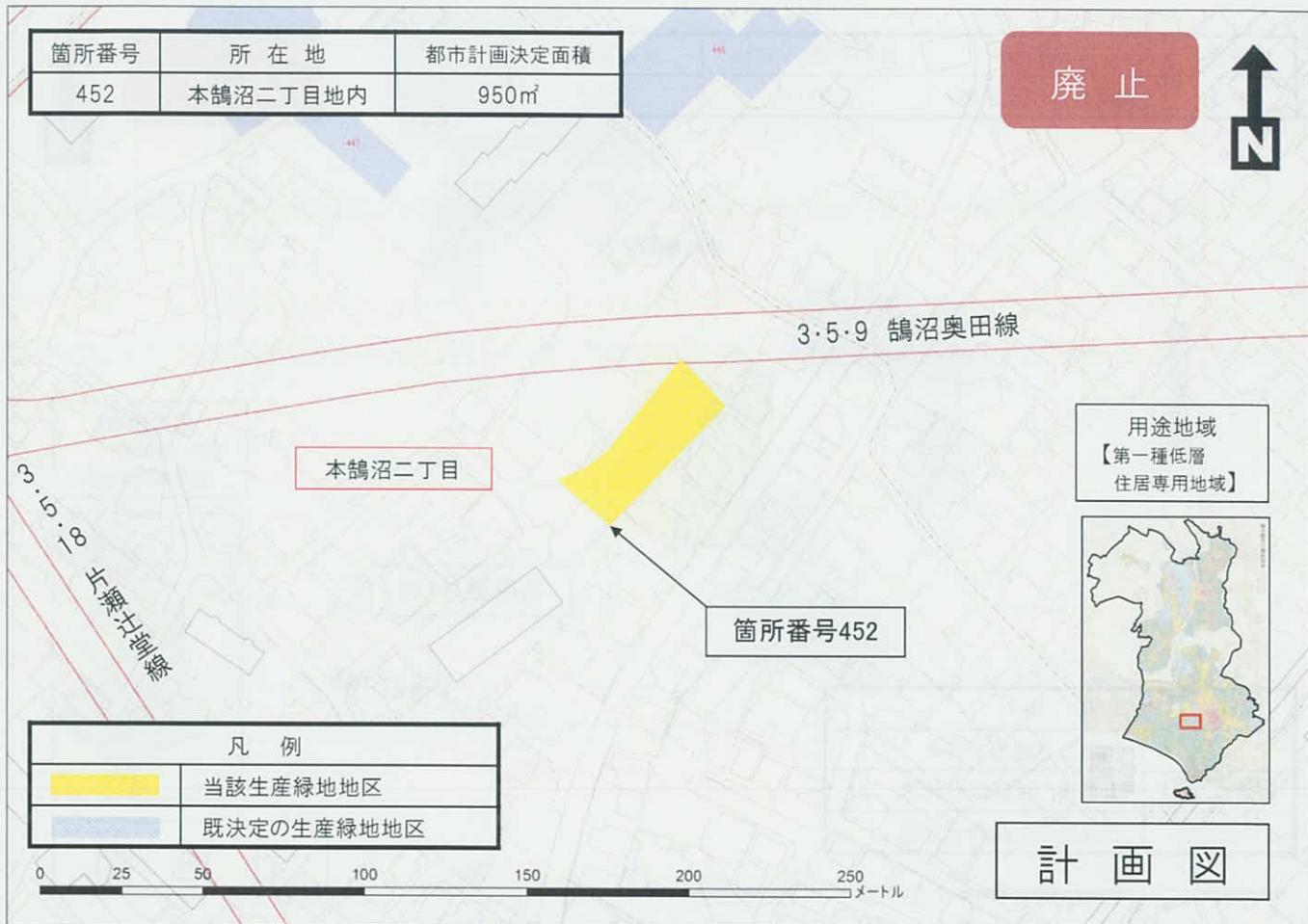


理 由 書

9

3 箇所番号159

本生産緑地地区は、地区の一部の土地について、しぶやがはら保育園として、公共施設の用に供されたことから、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。



理由書

11

4 箇所番号452

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となつたため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

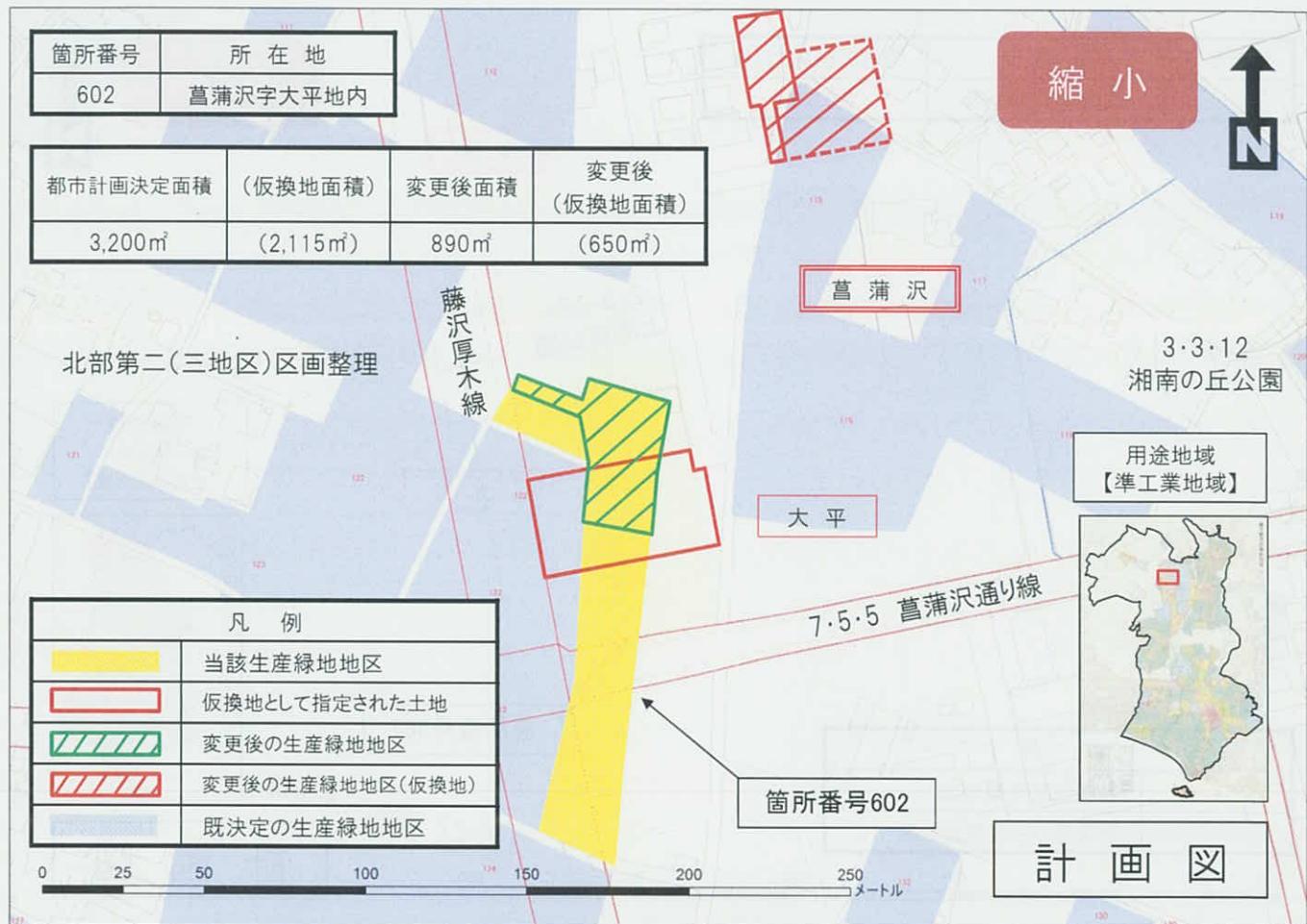


理由書

13

5 箇所番号567

本生産緑地地区は、都市計画公園2・2・164上高倉公園及び道路（狭隘道路の拡幅）として、公共施設の用に供されたことから、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。



理 由 書

15

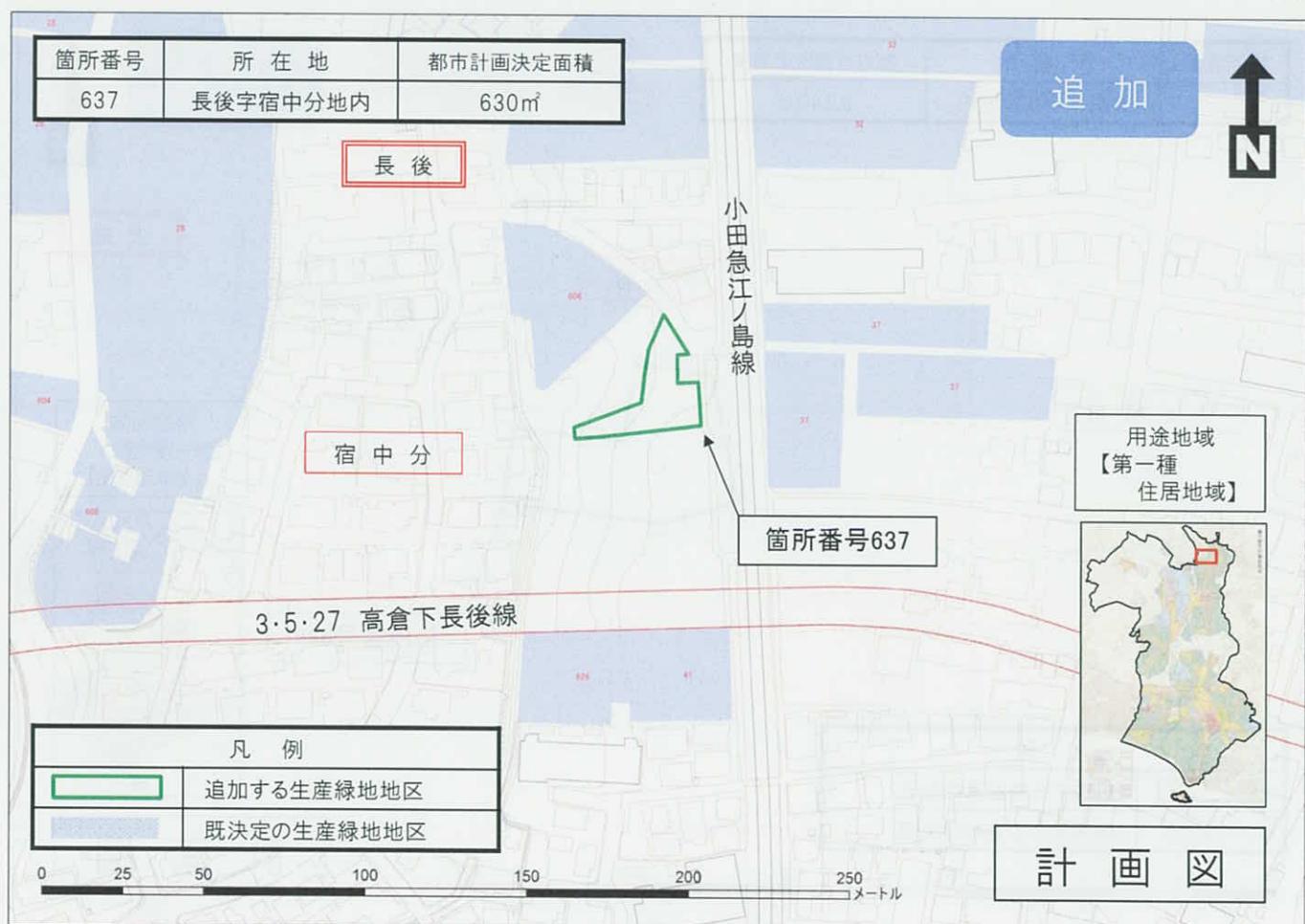
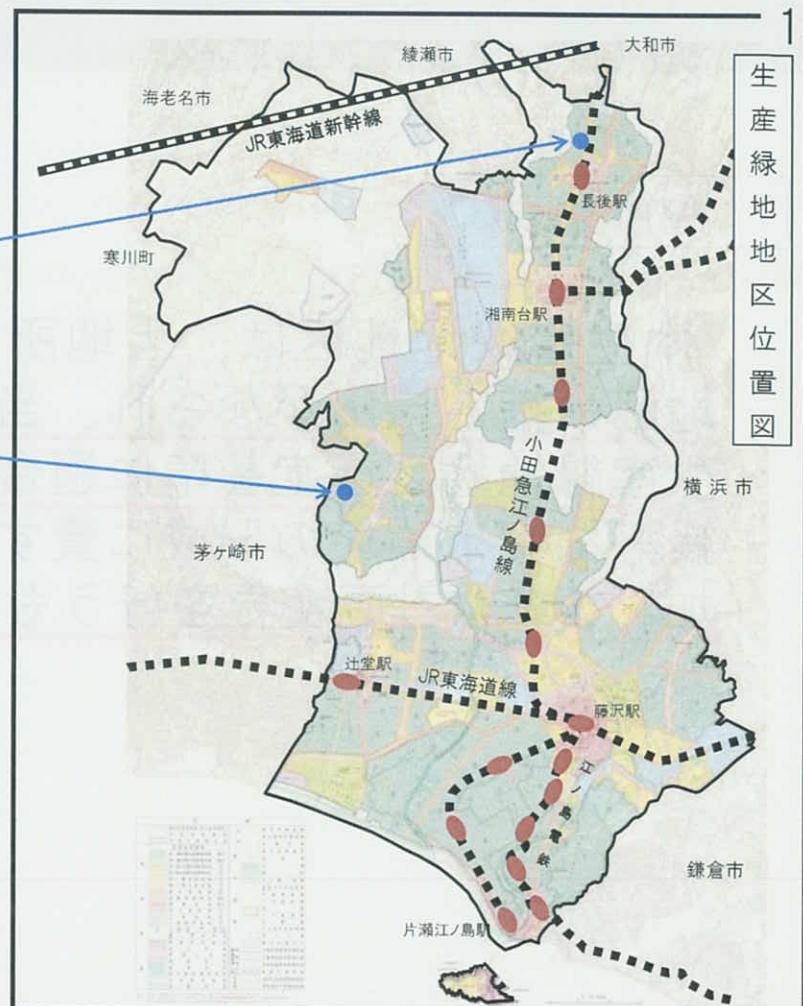
6 箇所番号602

本生産緑地地区は、農業の従たる従事者（みなし従事者）が農業に従事することを不可能にさせる故障を有し、営農が困難となつたため、土地所有者から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

追加に係る生産緑地地区

箇所番号637
長後字宿中分
(追加)

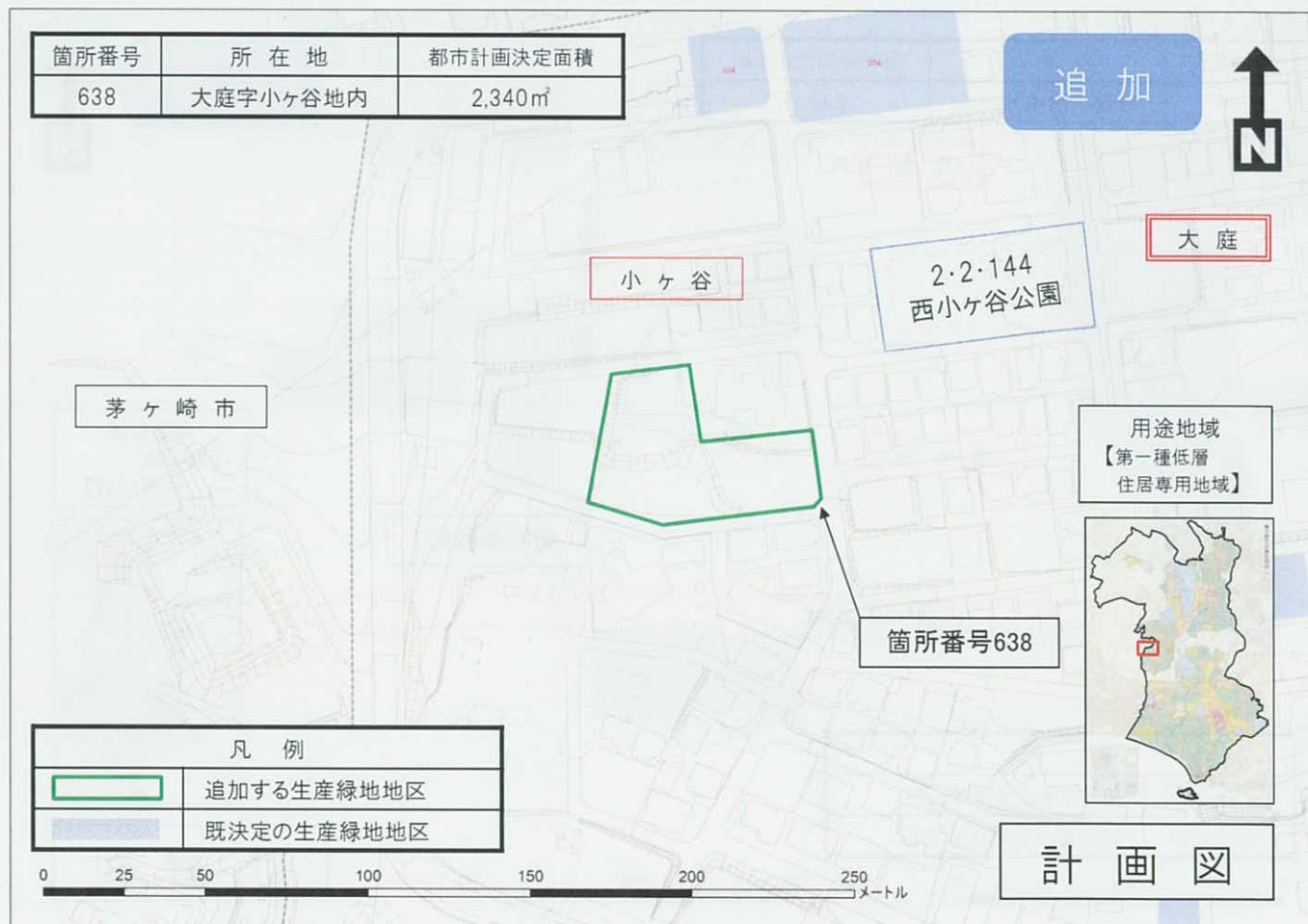
箇所番号638
大庭字小ヶ谷
(追加)



7 箇所番号637

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合することにより、良好な都市環境の形成に資することから、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

19



8 箇所番号638

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合することにより、良好な都市環境の形成に資することから、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

計 画 書

面 積	備 考
約100.2ha	土棚字土棚地内において、箇所番号98の区域を廃止 下土棚字五行地内において、箇所番号99の区域を廃止 湘南台四丁目地内において、箇所番号159の区域を縮小 本鶴沼二丁目地内において、箇所番号452の区域を廃止 高倉字丸山地内において、箇所番号567の区域を廃止 菖蒲沢字大平地内において、箇所番号602の区域を縮小 長後字宿中分地内において、箇所番号637の区域を追加 大庭字小ヶ谷地内において、箇所番号638の区域を追加

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約100.2ha	536
旧	約100.8ha	538
増減	▲約0.6ha	▲2

都市計画を定める土地の区域

追加する部分 なし

削除する部分 なし

変更する部分 藤沢市土棚字土棚、下土棚字五行、
湘南台四丁目、本鵠沼二丁目、
高倉字丸山、菖蒲沢字大平、
長後字宿中分及び大庭字小ヶ谷地内

都市計画決定・変更年月日

1992年（平成4年）11月13日告示（市告第193号）
指定面積 約99.1ha 指定箇所数543箇所

1993年（平成5年）12月24日告示（市告第185号）
指定面積 約102.5ha 指定箇所数565箇所

2013年（平成25年）12月18日告示（市告第291号）
指定面積 約100.8ha 指定箇所数538箇所

これまでの主な手続き

25

8月29日 第147回藤沢市都市計画審議会 報告



9月11日から10月9日 神奈川県との法定協議



10月15日から10月29日 都市計画の案の縦覧
意見書の提出なし

11月27日 第148回都市計画審議会・付議



12月中（予定） 告示